

沖ノ鳥島沖の中国海洋調査船の活動とわが国の対応

——無許可調査を取締り、国際法上の島として、**黒澤聖二**

戦略拠点を守りぬけ——

(元統合幕僚監部首席法務官)

はじめに…中国海洋調査船が沖ノ鳥島周辺で無許可調査

わが国最南端、太平洋上の孤島、沖ノ鳥島周辺では近年、中国が海洋調査船を派遣し、繰り返し調査活動を実施し、わが国の海洋権益に対する挑戦ともとれる行動を見せている。情勢は変化しているにもかかわらず、わが国は旧来の抗議程度に対応しかとっていない。中国の故事に「船に刻みて剣を求む」とある。時々刻々と情勢が変わりゆくことにも気づかず、「頑迷に旧来の考えに固執し、臨機に対応しないことを戒めるのだが、まさにその通りと言えるのではないだろうか。

本稿はこの故事に倣い、沖ノ鳥島周辺海域での中国海洋調査船の活動を明らかにして、わが国の対応がいかにあるべきかを検討するものである。

まず、沖ノ鳥島とはどのような島なのかを、所管する東京都の資料で確認しておく。

地理的には、東京から南へ約一七〇〇kmに位置する日本の最南端で、小笠原諸島父島からでも約一〇〇〇km離れている。沖繩とグアム島を結んだ直線上の中間点にあるということから、日米安全保障上、重要な位置にあるといえるだろう。東西四・五km、南北一・七kmのサンゴ礁（周囲一kmの卓礁）に囲まれた水域（礁湖）の中に、満潮時でも海面に残る北小島と東小島の二島が存在し、二島の周囲は直

径約五〇mの護岸コンクリートで防護されている。

歴史的には十六世紀頃から存在は知られており、一九三二年にはわが国領土として編入され、一九三九年から氣象観測所と灯台の建設工事が行われたという。一九八七年から一九九三年にかけ、国による二回の保全工事を行い、二〇〇七年に沖ノ鳥島灯台の運用が開始され、今日に至っている。

近年、中国の海洋調査船が沖ノ鳥島周辺で遊弋し、調査活動を活発化しているとの報道を散見する。例えば二〇二〇年七月には海洋調査船「太陽号」が、二〇二二年十一月には「深海一号」が、沖ノ鳥島周辺の排他的經濟水域（EEZ）内で無許可の海洋調査を実施したという。報道当時、海洋調査船が遠隔操作型無人潜水機（ROV）を海中に投下し、海底にある資源サンプルを採取した可能性も指摘された。沖ノ鳥島周辺海域の海底には、レアメタルを含む海底資源が眠ることも知られており、その観点から調査を継続していると考えられたが、確認がとれないため真の目的は不明のままである。

さらに二〇二四年七月五日の報道によると、今度は沖ノ鳥島北方に位置するわが国大陸棚の四国海盆海域に、中国

公船「向洋紅二二」が浮標（ブイ）を設置したという⁴。EEZと異なる大陸棚上部水域でのブイ設置は、果たしてわが国権益を侵害するのだろうか。

本件にはいくつかの問題点が絡むことから、論点を整理して理解する必要がある。国際法上、EEZ及び大陸棚における天然資源の探査や開発は、沿岸国に主権的権利がある。しかし、中国は沖ノ鳥島をEEZの基点となる国際法上の「島」ではないとし、EEZも大陸棚も認めない立場である。

そこでまず、沖ノ鳥島が島か岩かという国際法上の位置づけを、次に大陸棚の延長申請の結果を、最後に中国が実施する海洋調査の実態とその隠れた意味などを順次検討していく。

1 国際法上島か岩か

(1) 海洋法条約上の議論

はじめに、法的な意味で島とは一体どのようなものかを確認しておく。

海の憲法と言われる海洋法に関する国際連合条約（以下、

海洋法条約) 第二一条第一項で「島とは、自然に形成された陸地であつて、水に囲まれ、高潮時においても水面上にあるものをいう」とし、第三項で「人間の居住又は独自の経済的生活を維持することのできない岩は、排他的経済水域(EEZ)又は大陸棚を有しない」と規定する。

上記の、島を定義した一項とEEZを有さない岩を説明した三項の関係には、従来から議論があつたことはよく知られている。

わが国は、一項を満たす島なら三項の岩とは無関係にEEZを有するとするが、英国などは一項も三項も同時に満たすならEEZを有するとする。あるいは、三項を二つに分離し、EEZを有する岩と有さない岩があるとすると、多様な解釈が存在している。これは、そもそも条約上に「岩」を定義したものがなく、その解釈に幅が生じる原因となっているのだが、海洋法条約の起草過程(第二次国連海洋法会議)において各国の事情を考慮した結果、現在の条文を維持することになったという経緯がある。⁵⁾

本稿では、その経緯の説明については紙幅を考慮し省略するが、わが国は島であることに表面積の大小は関係がな

く、沖ノ鳥島は一項の条件を満たすとする。そして、その条件を維持するため、サンゴ環礁の一部に海面上に隆起する陸地が、波浪による浸食をうけないように防波堤を作り、「自然に形成され」「高潮時においても水面上にある」よう努めてきたのである。

ここで思い出しておきたいのは、二〇一六年、南シナ海をめぐる中国とフィリピンの紛争における仲裁裁判所が、中国の主張を否定する国際司法判断を初めて下したことである。その中で注目すべきは、スプラトリー(南沙)諸島などの全ての島嶼は岩か高潮時に水没する低潮高地に過ぎない、すなわち法的な島が存在しないとの裁定である。

(2) 踏み込んだ南シナ海の仲裁判断

南シナ海の紛争における仲裁廷は、前述の一項と三項の関係を、一項の要件を満たす地形を「高潮地形(High-tide feature)」又は島とし、そのうち三項の要件も満たすなら「完全な権原を有する島(Fully entitled island)」であり、満たさないなら岩であると定義し、完全な島のみがEEZと大陸棚の基点になるとした。

これにより、結果として南シナ海の全ての島嶼には島が

存在しないことになった。特に最大の地形である太平島(英名イツアバ)については歴史的事実などを含めて検討された。同島には一九二九年から日本人が硫黄の採掘事業を行い、その後フランス、フィリピン、台湾が領有して人員を常駐させ開発してきた実績がある。

しかし仲裁廷は、かねてより人間が居住していたとしても、軍人や公務員は自らの意思で住み着いたものでなく、家族も伴わないのは独自の経済的生活を営むとは言えないなど、厳格な条件を提示し、島であることを否定した。当然、他の小さい島嶼や岩礁は島とは認められないというのが仲裁廷の結論である。

従来から議論の続く、島か岩かの判断における海洋法条約第一二二条の法解釈に、仲裁廷が大きく踏み込んだ形になった。その理屈を沖ノ鳥島にも一律に適用するなら、沖ノ鳥島が島でないとする中国の言説を後押しするかのようだが、その懸念は当たらない。

南シナ海の問題における仲裁判断は、あくまでも地域限定的なものであるとしなければ、従来から島として存在する無人島まで岩になってしまい、法的整合性がなくなる(具体例は後述2(1))。しかも、領有権の主張が複雑に絡み

合う南シナ海と、島という認識が中韓の異議申し立て以前は全く問題視されてこなかった沖ノ鳥島とは、まったく状況が異なるのである。

さらに、南シナ海仲裁判断を完全否定し「紙屑同然」と公言した中国であれば、仲裁廷の結論を全く状況の異なる海域にも一律に適用することは、中国の面子の上でもあり得ないと付言しておく。

(3) 中国の手のひら返し

そもそも中国では過去に、沖ノ鳥島におけるわが国の保全工事を賞賛していたことがある。

かつて、沖の鳥島は海洋法条約上の島とは言えないと主張する米欧の海洋法専門家も存在し、例えば一九八八年、ハワイ大学のジョン・ヴァン・ダイク教授が米紙ニューヨークタイムズに寄稿した記事で、人間が居住できない岩礁は独自のEEZを持ってないと指摘したことがある⁷。

そのような中、中国軍事問題に詳しい平松茂雄氏が、一九八八年、軍の機関紙である『解放軍報』に、沖ノ鳥島のわが国の工事に関する記事が掲載されたことを紹介した。それによると、日本が多額の資金を投じて沖ノ鳥島で行った、高潮時でも水面上にあることを保持する方法は、

過去には考えもつかなかった優れた試みだという。

平松氏が指摘するように、中国が沖ノ鳥島の島としての法的地位を認めていたことについて、筆者の個人的な経験を述べると、一九九九年に参加した海洋法に関する国際会議で、中国の海洋問題研究者が沖ノ鳥島の保全工事を賞賛していたという記憶がある。中国に個人の資格があるとは到底思えないので、それが当時の中国政府の考えだったと推察できる。

以上のような経験に従えば、一九八九年から一九九九年頃までは、中国は日本の沖ノ鳥島の保全工事を認め、先例として参考にしてきたと考えられる。それが二〇〇〇年頃から中国は、沖ノ鳥島を海洋法条約上の島と認めない方針に転じた。¹⁰

実際、二〇〇五年の第一六二回国会参議院外交防衛委員会 で西宮伸一外務省大臣官房審議官答弁において「二〇〇三年の十二月の日中海洋法協議と、(中略) 昨年四月に海洋調査船に関する日中協議というのを北京でいたしました(中略)。(筆者追記…その中で沖ノ鳥島は) 岩である、したがって同島を基点とする排他的経済水域の設定は認められない¹¹」という中国の立場が明らかにされた。

では、どうして中国はこのタイミングで主張を変え始めたのか。中国の南シナ海への進出が二〇〇〇年代に入り、最奥の南端にまで到達し、二〇一四年から二〇一五年にかけて南沙諸島の大規模埋め立てなどインフラ整備が概ね完了し、人員も常駐するようになった。¹² 同時に中国は二〇〇二年十一月にASEAN諸国と南シナ海における「行動宣言」に署名した。その中では「無人の島嶼に人員を新たに常駐させないこと」なども盛り込まれている。

すなわち、この時期には自国の力が南シナ海全域に及び、外国が新たに参入できない態勢整備を進める、そういう段階にいたったと判断したのであろう。自分の庭の整備が済めば、次に狙うのは新たな庭である。その際、自らの意に沿わない使い古しの理屈は用済みにして、新たな理屈を持ち出すことは、あり得ない話ではない。

いずれにしてもそれ以来中国は、沖ノ鳥島の法的地位に関して、その主張を維持しており、再び「手のひら返し」をする様子は見られない。

2 大陸棚の基点としての沖ノ鳥島

前述のように中国は沖ノ鳥島をEEZの基点となる海洋法条約上の島と認めない立場から、わが国のEEZを否定し、同時に海洋調査を許可なく行っている。

他方、わが国としては、沖ノ鳥島は島であるからEEZの基点となり、同時に大陸棚の基点ともなることから、大陸棚限界委員会(CLLCS)に対して申請を行ってきた。

海洋法条約上、海洋資源の管轄海域として沿岸国の二〇〇海里までの海底とその下を大陸棚として設定できる。加えて、地形、地質的に領土の延長と認められる場合には、二〇〇海里を超えて設定できるようになる(海洋法条約第七六条)。同時に、大陸棚を探查し、およびその天然資源を開発する沿岸国の主権的権利行使が認められる(同第七七条)。

沿岸国が領海の基線から二〇〇海里を超えて大陸棚を設定する場合は、まず二〇〇海里を超える大陸棚に関する情報をCLLCSに提出する。CLLCSは提出された情報を検討し、沿岸国に勧告する。沿岸国はその勧告に基づいて大

陸棚の限界を設定するという手続きを踏むのである(同第七六条)。

そこで沖ノ鳥島周辺の大陸棚について、現状はどうなのかという観点から検討を加える。

(1) 大陸棚延長申請に仲裁判断は影響しない

まず、中国の海洋權益が否定された南シナ海の仲裁廷(二〇一六年)の解釈を、現状の海図に当てはめると、多くの国でEEZや大陸棚の基点とする島が岩となり、これまでの線引きに各国から疑義が呈される機会が提供され、大混乱が生じることになると指摘しておかねばならない。

たとえば、ドミニカとの領有権争いが続いているカリブ海に浮かぶベネズエラのアベス島は、サンゴ礁でできた小さな砂州だが、南シナ海仲裁廷の解釈をそのまま当てはめると、アベス島は岩ということになりEEZの基点ではなくなる。しかしそうであれば、アベス島がすでにオランダ領ABC諸島ボネール島とのEEZ境界画定の基点とされていることと整合しなくなる。¹³

また、オーストラリアがEEZと大陸棚の基点とするミドルトン礁とエリザベス礁も、サンゴ礁でできた砂州だか

ら、同様に基点ではなくなる。すると、ニューカレドニアとの間のEEZと大陸棚の境界にも影響するだろう。だが、同国はすでにCLCSから延長した大陸棚を認める勧告を受け、すでに二〇一二年には国内法で大陸棚の限界を設定している。¹⁴

したがって、南シナ海仲裁廷の判断を他の海域に画一的に当てはめるということは、このようなケースでも妥当ではないと言える。

わが国の場合も同様に、予てより沖ノ鳥島を基点とした大陸棚の延長を科学的データとともにCLCSに対し申請していたところ、二〇一二年四月、CLCSから延長勧告を受けた。¹⁵そして、二〇一四年に沖ノ鳥島北方の「四国海盆海域」など、延長された大陸棚の限界を政令で設定した。¹⁶図に示すようにCLCSで認められ拡張された部分が、沖ノ鳥島北側に広がる「四国海盆海域」である。当該海域はわが国EEZで囲まれ、その面積は国土の約五割という広さを持つ。

(2) 勧告は最終的で拘束力を有する

CLCSの審査結果に沖ノ鳥島を大陸棚の基点とすると

の文言を明文の上で確認することはできないが、オーストラリア同様にわが国の大陸棚の延長が認められたということとは、拡張の基点である沖ノ鳥島を島とみなした結果と見ることとも可能である。

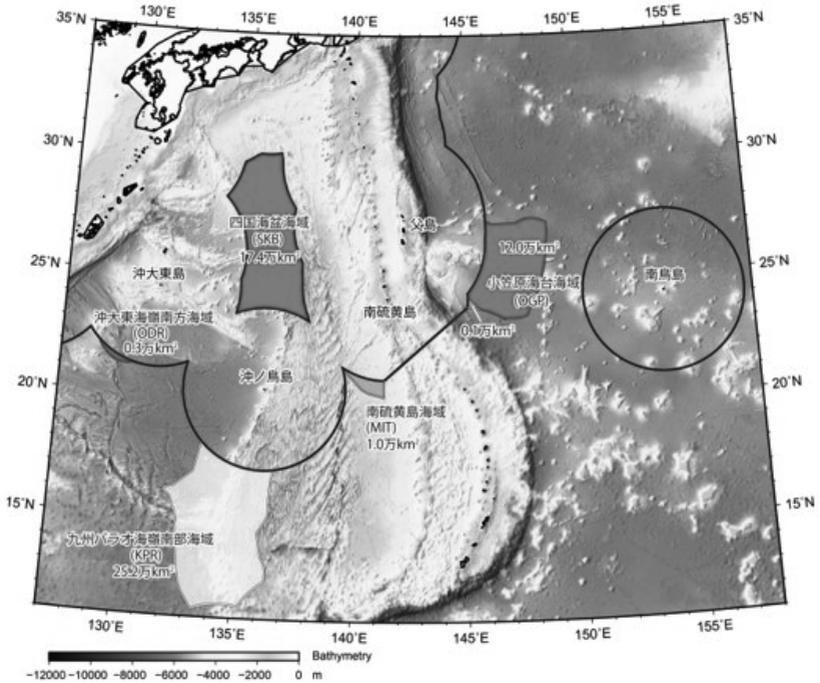
なぜなら、海洋法条約第一二一条第二項で島がEEZと大陸棚の基点となることが規定されており、勧告で認められた四国海盆海域の形状を見ると、その南端は沖ノ鳥島の二〇〇マイルEEZの北方の外縁をなぞるように形成されている。すると沖ノ鳥島を基点と見なければ合理的な説明がつかない。

そして、この勧告は最終的で、拘束力を有する（海洋法条約第七六条八項）ことから、いまさら覆ることはない。とは言え、安心できない理由もある。同時に延長を申請した沖ノ鳥島南側の「九州・パラオ海嶺南部海域」は中韓の異議申し立て（口上書）¹⁷に対する結論が出せないまま、勧告先送りの状態が継続している。

実は、それも不思議な話で、中韓はいずれも沖ノ鳥島周辺海域の沿岸国ではなく、逆に沿岸国となるパラオや米国のからの異議申し立てはない。

加えて中韓は、面積の小さい島を基点としたその他の延

日本の延長大陸棚



- 政令により延長大陸棚として定められた海域
(排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第2条第2号の海域を定める政令)
- 米国と調整を行っている海域
- 大陸棚限界委員会の勧告が先送りされた海域
- EEZ

出典：内閣府海洋政策本部事務局ホームページ

<https://www8.cao.go.jp/ocean/policies/tairikudana/tairikudana.html>

長申請には目をつぶっておきながら、特に日本を標的にした。これは明らかに政治的意図をもって審査を滞らせる行為で、中韓が共同して対日法律戦をしかけていると言っても過言ではないだろう。

わが国は、同委員会が政治的に利用されないよう、域外国である中韓の異議申し立ては却下すべきものと各国に対し強く主張すべきだし、隣接するパラオや米国との共同戦線を構築するよう、さらに積極的な外交を展開する必要がある。

3 海洋の科学的調査と資源調査

これまで検討してきたように、中国は沖ノ鳥島をEEZの基点となる海洋法上の「島」と認めないことから、公海自由の原則を盾に勝手に利用しようとする。実際、沖ノ鳥島沖のEEZ内で、中国の海洋調査船「太陽号」などが無許可の海洋調査を継続している実態は冒頭において紹介したとおりである。このままではわが国の海洋権益が奪われかねない恐れを抱くのは当然であろう。

このような外国船による一方的な調査活動を規制する法

的な枠組みはどのようになっているのか。本章では海洋の調査活動という観点から検討する。

(1) 規制法がない海洋の科学的調査

海洋法条約は、公海自由の原則の具体例として、航行の自由や上空飛行の自由のほかに科学的調査を行う自由を例示する（海洋法条約第八七条一項（f））。そしてEEZにおいても例外なくすべての国及び権限のある国際機関に「海洋の科学的調査（Marine Scientific Research）」を実施する権利を規定した（同第二三八条）。同時に他国のEEZや大陸棚で同調査を実施する場合、沿岸国の同意を得て実施することが規定される（同第二四六条）。

このいわゆる同意レジームを受け、わが国では、法令の整備は行わず関係省庁間で申し合わせたガイドライン（一九九六・七二〇）¹⁸を作り、これに従い調査実施国に対し、開始日の三か月前までに同意申請を求める仕組みとした。¹⁹海洋法条約上、申請は「開始予定日の少なくとも六か月前」（同第二四八条）と規定されるのだが、わが国ガイドラインでは「実施の三か月前まで」とし、運用上いかにも謙抑的な対応となっている。

では、同調査を具体的に定義した規程は海洋法条約上にあるのだろうか。条約には明文上の定義は見当たらないものの、「専ら平和的目的で、かつ、すべての人類の利益のために海洋環境に関する科学的知識を増進させる目的で実施する海洋の科学的調査」（同第二四六条三項）という表現が見出せるのみで、調査活動の内容については曖昧である。

他方、海洋法条約は同時に、E E Z において沿岸国に対し「天然資源の探査、開発、保存及び管理のための主権的権利」と「経済的な目的で行われる探査及び開発のためのその他の活動（海水、海流及び風からのエネルギーの生産等）に関する主権的権利」（同第五六条）を認めている。つまり各種の資源探査や開発のための調査は、沿岸国に主権的権利があるのである。

すなわち、海洋法条約は海洋における調査活動を科学的調査と資源調査という概念で整理し、前者は沿岸国の同意のもと全人類のために開放するが、後者については沿岸国の主権的権利を認め、管轄権を行使できるという枠組みであることが読み取れる。

他方、軍隊が行う海洋データ収集活動として水路調査と軍事調査を前述の科学的調査や資源調査と明確に区別する

国もある²⁰。特に軍事調査は軍事目的のための海洋データの収集であり、地質学的、地球物理学的、生物学的、音響学的などの関連データが含まれるが、一般には公開されない（軍隊が行う調査活動については紙幅の都合から本項では触れない）。

問題は、いずれの調査でも用いる機材、技術や方法が共通していることが多く、調査の外観で、どの活動なのかを判別することが困難なことだ。加えて、調査活動の内容を事前に知る方法は、調査実施国の申告によることから、容易に偽装することが可能なことである。

(2) 中韓は規制法を制定

海洋の科学的調査を周辺国は国内法上どのように取り扱っているのか。

わが国は規制法を制定せず前述のガイドラインに従い、調査実施国に対し事前に調査内容の申告を求める仕組みとしている。調査実施国からの申請があれば、その都度許可を出すことを原則としている。

ただし、事前の同意をとらない調査、あるいは事前の同意を得ても申請内容とは異なる活動をした場合、それを取り締まる法律がない。そのため、たとえ違反が見つかった

としても結局、外交ルートで抗議するほか、打つ手がな
いという問題がある。実際、本年六月に韓国調査船「海洋
二〇〇〇」が日本海の竹島沖EEZ内で事前申請なく海洋
調査を実施したが、在日韓国大使館を通じた外交ルートで
抗議するという判で押したような対応しかとれなかった。²¹

他方、韓国の場合、一九九五年に「海洋科学調査法」と
いう国内法を制定し、外国人等が許可または同意を得ずに
海洋の科学的調査を実施しているとの疑いが認められる場
合には、関係機関の長が停船、臨検、拿捕その他必要な命
令または措置を講ずることができる。²²

また、中国の場合、一九九六年に「中華人民共和国涉外
海洋科学研究管理規程」という国内法を制定し、外国人等
の行う海洋の科学的調査に関し、当該規程の違反者に対し、
調査の停止命令、機器・調査データ・採取サンプルの没収、
罰金刑を課すことができる。²³

以上のように、わが国と海洋権益を争う中国と韓国は、
程度の差はあるものの、いずれも規制法を整備していると
いう事実があるのであるから、対抗立法を視野に国内法を
整備することがわが国法制上の課題の一つであると考える。

(3) 改正鉱業法で規制対象を拡大した資源調査

では資源調査の場合はどうか。わが国では、これまで外
国船舶による鉱物資源の探査を規制する明文規定がなかつ
たことから、二〇一一年に「鉱業法」(昭和二十五年)を
改正して鉱物の探査に係る章(鉱業法第四章の二)を新た
に設けた。これにより、経済産業大臣への申請と許可が明
示され、違反行為には「五年以下の懲役もしくは二〇〇万
円以下の罰金」(同法第一四八条)に処されることになった。
この調査の具体例が改正鉱業法の施行規則に列挙されて
いる。たとえば地震探鉱法、電磁法、集中的サンプリング
探査法である(鉱業法施行規則第四四条の二)。

地震探鉱法は、エアガンなどを用いて船から圧縮空気を
発し、人工的に振動を起し地震波を発生させ、その反射
波をストリーマーケーブル(調査船が曳航する三〜五kmの
長さのケーブル)の受信機でとらえて海底下の構造を把握
する探査手法である。次に電磁法は、電磁波を海底面近く
で発生させ、電磁場の変化を検知するもので、さらに集中
的サンプリング探査法は、機械を使って集中的に底質を収
集する方法のことである。

ここで重要なことは、規制の抜け駆けを防ぐため、行為

目的でなく外形的行為で規制するようにしたことである。だから、鉱物を目的としない、たとえば地震メカニズム解明のための地層調査なども、規制の対象となる。加えて、二〇二三年四月に施行された改正鉱業法で、対象鉱物に希土類金属鉱（レアアース）を追加し、わが国大陸棚での權益を確保する法的枠組みは一定程度強化されてきた。²⁴

このような法改正の動きは、近年の調査技術の進歩のほかに、中国船による調査活動の活発化が影響している。例えば二〇二〇年七月に、沖ノ島島周辺EEZで中国調査船「大洋号」がワイヤを巻き上げているのを海上保安庁が確認した。当時の菅官房長官は記者会見で「科学的調査を実施しているのであれば即時に中止すべきだ」とし、外交ルートで中国側に抗議したという。²⁵

だが果たして中国船の調査は純粋な海洋の科学的調査だったのか疑問は残る。同年七月十一日と十二日、中国調査船が遠隔操作無人機（ROV）を投入したことを日本政府が確認したとの報道は無視できない。²⁶ ROVとは、船上から有線で操作し、装備したカメラやロボットアームを使い、海底の堆積物などを採取する装置である。当該調査船はROVに加え、地質を調べる採泥器、地殻の構造を探索する

エアガンなども運用していた可能性があるともいう。

これらが事実とすると、中国調査船は科学的調査というより、改正鉱業法が規定する地震探鉱法や集中的サンプリング探鉱法による資源調査をした可能性が高いことになる。つまり、中国調査船の行為はわが国EEZ内で鉱業法違反を構成する疑いがあるということである。そうであれば、菅官房長官が記者会見で指摘したような沿岸国の同意がない科学的調査というレベルの問題ではなくなる。

もっとも海洋の科学的調査に対しては、法的拘束力の無いガイドラインしかなく、資源調査との線引きが曖昧な状態であることも、外国船の調査活動に対するわが国の対応が及び腰に終始する原因の一つになっているのかもしれない。

中国側にとり海上保安庁の目が届きづらい遙かな南方海域なら、日本国民の嫌中心理にも影響されず、淡々と資源調査の実績を重ね、海中・海底のデータを蓄積し、いつの間にか東シナ海のように資源を吸い上げているということにもなりかねない。

このような状態は、わが国の国益に対する重大な侵害行為を放置していると言っても過言ではない。海上保安庁が

満遍なく取り締まりの網をかけ、海洋の科学的調査を抜けどにできないような更なる体制整備を進め、違法な資源調査は徹底的に取り締まることが必要だ。

おわりに…留意すべき軍事的意味

さて、台湾国防部が二〇二〇年九月一日付で立法院（国会に相当）に対し、中国軍に関する非公開の年次報告を提出したと報じられた。²⁷ それによると、中国南海艦隊の艦艇が米インド太平洋軍司令部のあるハワイを含む海域で訓練したという。

これは中国が台湾有事に米軍の増援を阻止する防衛ラインとする第二列島線を越えて活動海域を延伸したことを意味する。台湾国防部の表現を借りるなら第三列島線（ハワイから米領サモアに至る）まで接近したことになる。ちなみに、第二列島線は、小笠原からグアム、サイパン、パプアニューギニアという島嶼を結ぶ戦略上の概念で、第一列島線は、九州から沖縄、台湾、フィリピンを結び、その内側は中国が制海権を絶対に確保しなければならないとされる海域である。²⁸

他方、沖ノ鳥島は、第二列島線のグアムと第一列島線の沖縄の丁度中間に位置していることから、中国にとっては第二列島線で確実に米軍を阻止するための重要な地理的意味を持つ。

つまり、沖ノ鳥島周辺の海域は、レアメタルなどの海底資源を採掘するエネルギー戦略上のみならず、軍事戦略上の拠点としても、一層重要性が増してきたと認識すべきだ。そのような戦略上重要な海域において、本年七月、中国が四国海盆海域というわが国大陸棚上部水域に観測用ブイを初めて設置したことは、冒頭述べた通りである。ブイが設置された大陸棚上部水域はEEZの外側であり、直接わが国管轄権を侵害する行為とは言えないものの、注意を怠ってはならない。

中国調査船の活動やブイ設置の目的をここで断定することは難しいが、中国海軍の第二列島線を突破したハワイ沖での行動と全く無関係とは言えないだろう。なぜなら、海洋調査で得られる環境データは海軍の作戦行動、とりわけ潜水艦の行動にはなくてはならない情報だからである。潜水艦が行動するには、海底地形や水温、塩分濃度、潮流などのデータを事前に知っておく必要がある。特に水温や塩

分濃度は季節や気象条件でも異なるので、観測の回数が増えるほど、より実戦的なデータとなる。

いずれにしても海洋データは、蓄積・分析することで実用に供しうるようになる。したがって今後も同種の調査活動は継続されることが想定される。また、収集されたデータが実際に役に立つものかを検証するため、調査船のみならず軍艦や潜水艦が当該海域に進出して訓練などを常態化させるかもしれない。気が付けば西太平洋が中国の海になっっている可能性もある。

以上のように中国海洋調査船の活動には、島に関する国際法の解釈に絡む問題や海底資源の探査・開発の問題だけではなく、軽視してはならない軍事戦略上の意味があることに、国民はもっと注意を向ける必要がある。²³

わが国は、中国海洋調査船の活動を取り締まる法的体制を整備し、言葉だけでなく実力行使も含めた厳しい対応をと、大きな予算を付けて沖ノ鳥島を国際法上の島として死守する努力を惜しまないことを、政府には期待したい。

最後になったが、本稿を執筆するにあたり、田久保忠衛元国基研副理事長の示唆が大変重要であった。田久保先生が指摘されたように、二〇〇〇年頃から中国は、才能を隠

して力を蓄える「韜光養晦」の姿勢から転じ、政治・経済・軍事などの影響力を増大し、海洋権益も拡張路線を隠さない。先生がご存命であれば、沖ノ鳥島はその最前線ではないかという問題意識を共有できたと思う。ここに改めてご冥福をお祈りする。

注

- 1 東京都産業労働局HPなどから。以下のサイトを参照：https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/nourin/suisan/okinotorishima/about/
- 2 産経新聞（二〇二〇年七月十九日）「太平洋安保の危機 沖ノ鳥島EEZ 10連続で中国船 第1列島線突破狙う」
- 3 読売新聞オンライン（二〇二一年十一月五日）「中国の海洋調査船、沖ノ鳥島周辺EEZで海中にワイヤ」https://www.yomiuri.co.jp/national/20211105-OYT1750208/（最終閲覧：二〇二四年八月三〇日）
- 4 読売新聞（二〇二四年七月五日）「中国、日本の大陸棚にブイ沖ノ鳥島北方 太平洋では異例」
- 5 山本草二『島の国際法上の地位』（外務省海洋課、一九九一年）、四～五八頁。
- 6 PCA Case No 2013-19, In the matter of the South China Sea Arbitration before an Arbitral Tribunal constituted under Annex VII to the 1982 United Nations Convention on the Law of the Sea

between the Republic of the Philippines and the People's Republic of China Award. 12 July 2016.

7 Jon Van Dyke, 'Opinion: Speak in the Ocean Meets Law of the Sea', *The New York Times*, January 21 1988.

8 平松茂雄「中国の海洋戦略」(勁草書房、一九九三年)、四〇頁。平松氏の指摘を筆者は直接伺っている。一九九三年(同書発行の年)、新しく杏林大学に出来た大学院国際協力研究科(田久保忠衛研究科長)において、平松氏は筆者の指導担当教授であった。

9 第十二回米太平洋軍主催軍事作戦法規国際会議(MILTOPS)一九九九・二二一〜三二一:米太平洋軍(現インド太平洋軍)が毎年主催し、開催地を都度変えながらインド太平洋地域各国の軍法務官や民間研究者、政府関係者を集め、国際法の講習及び討議を実施するもの。筆者も数回業務として参加してきた。個人的な経験ではあるが、一九九九年のMILTOPSにおいて、ある中国海洋研究所の研究者が、珍しくわが国の活動を擁護した。それは確かに日本の沖ノ鳥島の保全工事を肯定する発言であった。米欧の海洋法専門家が、沖ノ鳥島は海洋法条約上の島ではないと予てより指摘してきたことに対し、件の中国人研究者は個人の立場と前置きしながら、保全工事の正当性とEEZの基点を認めるとの発言をしたのである。実は当該会議は、議論のテーマとして南シナ海を取り上げ、岩礁を一方的に占拠して実効支配する中国の行動を国際法上議論することであった。そこで中国側は沖ノ鳥島を効果的な先例として、事前に反論を用意してきたと考えられる。

10 加地良太「沖ノ鳥島をめぐる諸問題と西太平洋の海洋安全保障」『立法と調査』(二〇一・一〇、参議院事務局企画調整室編集)

一三三頁。

11 第一六二回国会参議院外交防衛委員会議事録第十三号(平成十七・六・二)、第一五九回国会衆議院外務委員会議事録十三号(平成十六・四・二二) 他。

12 防衛省「南シナ海情勢(中国による地形埋め立て・関係国の動向)」令和五年二月。

13 'Maritime boundaries of the Caribbean part of the Kingdom, Home page of Dutch Ministry of Defense. Refer to the following site: <https://english.defense.nl/topics/hydrography/maritime-limits-and-boundaries/maritime-boundaries-of-the-caribbean-part-of-the-kingdom>

14 Victor Prescott, 'The Uncertainties of Middleton and Elizabeth Reefs', *IBRU Boundary and Security Bulletin Spring 1998*, pp72-77.

15 外務省報道官談話(平成二十四年四月二十八日)「我が国の大陸棚延長申請に関する大陸棚限界委員会の勧告について」。わが国の申請に関するCIC's勧告の原文は以下のサイトを参照: https://www.un.org/Depts/los/dcs_new/submissions_files/submission_jpn.htm

16 『令和5年版 国土交通白書』国土交通省、一二八頁。以下のサイトを参照: <https://www.mlit.go.jp/statistics/file000004/pdf/kokudopdf>

17 Note verbale CML/25/2012, dated 5 April 2012. Note verbale PM/174/12, dated 5 April 2012.

18 ガイドライン最新版は「外国船舶による我が国領海等における

海洋調査等に対する日本政府の同意に係る手続きについて」(令和二一年四月 閣僚府省庁申合せ)

19 榎孝浩「排他的経済水域及び大陸棚における海洋の科学的調査—我が国の取り組み状況と諸外国の法制度」『海洋開発をめぐる諸相：総合調査報告書』(国立国会図書館、二〇一三年三月)。デジタル版は以下のサイトを参照：<https://ndl.go.jp/pid/8111674>

20 Department of the Navy, *The Commander's Handbook on the Law of Naval Operations (NWP 1-14M)*, edition March 2022, para. 26.2.2, p.2.14. 真山全「排他的経済水域における軍事的調査—米国の立場の検討—」『海洋の科学的調査と海洋法上の問題点』海洋法制研究会 第一年度報告書(日本国際問題研究所、平成十一年六月)

21 「竹島EEZ内 韓国船が調査 政府抗議」読売新聞(二〇二四年六月七日)

22 藤原夏人「韓国における海洋関連法制—排他的経済水域(EEZ)をめぐる立法動向を中心に—」『外国の立法』二五九(二〇一四・三)：国立国会図書館調査及び立法考査局、一〇三頁。

23 「中華人民共和国涉外海洋科学研究管理規程」中華人民共和国國務院令(第一九九号)

「第十三条 違反本規定进行涉外海洋科学研究活动的，由国家海洋行政主管部门或者其派出机构，其委托的机构责令停止该项活动，没收违法所得的器材和样品，可以单处或者并处五万元人民币以下的罚款。违反本规定造成重大损失或者引起严重后果，构成犯罪的，依法追究刑事责任。」

24 鉱業法改正については資源エネルギー庁HPを参照：<https://>

www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/strategy/index.html

25 前掲、産経新聞(二〇二〇年七月十九日)

26 産経新聞(二〇二〇年八月六日)「中国、資源サンプル採取か 沖ノ鳥島周辺に潜水機投入 日本政府が確認」

27 産経新聞、二〇二〇年九月四日「中国艦隊、第3列島線に接近 ハワイ沖で訓練 台湾国防部」

28 例えば、中国の海洋戦略については、トシ・ヨシハラ、ジェイムズ・R・ホームズ共著『太平洋の赤い星 中国の台頭と海洋覇権への野望』(バジリコ、二〇一四年)、ジョー・マクレイノルズ編『中国の進化する軍事戦略』(原書房、二〇一七年)などが参考になる。

29 坂本茂樹「侮つてはならない中国—いま日本の海で何が起きているのか」(信山社、二〇二〇年)が沖ノ鳥島沖の中国調査船の活動について、適切な警鐘を鳴らしている。